

社員選出細則

(平成28年7月26日制定)

(目的)

第1条 本細則は、一般法人 日本緩和医療薬学会（以下、「本法人」という）の定款第7条第2号に基づき、社員の選出に関して必要な事項を定める。

(選出方法)

第2条 本法人の社員は一般会員による社員候補選出を経て、理事会で承認を受け、社員の身分を獲得するものとする。

2 前項の規定に係らず、理事会は別途社員を規定の範囲で選任することができる。

(選出区)

第3条 社員選出時の選出区には特段の制限を設けない。

(定数)

第4条 社員の定数は、200名以内とする。

2 一般会員による投票を経て選出される社員定数を155名とし、理事会選任社員とあわせて200名以内とする。

(任期)

第5条 社員の任期は、選出される年度の2月1日から4年間とする。ただし、再任を妨げない。

(選出人)

第6条 選出人は、選出が行われる年度の4月1日時点で1年以上の会員歴がある一般会員とする。

(社員候補立候補者)

第7条 原則として、選出が行われる年度の4月1日時点で5年以上の会員歴があり、以下に掲げる各号の1つ以上に該当する65歳未満の一般会員は社員候補立候補者となることができる。

- (1) 10年程度の臨床経験を有する者。ただし、専門薬剤師は臨床経験年数を問わない
- (2) 学位取得者、さらに論文20報以上または研究歴10年以上である者
- (3) 大学等の教育機関で講師以上の職責にある者
- (4) 緩和薬物療法認定薬剤師の資格を有する者

(社員候補立候補の方法)

第8条 社員候補として立候補する者は、社員候補選出委員会が定めた期日までに、その旨を社員

候補選出委員会に届け出る。

2 前項に定める届出は、所定の用紙を用いて、社員候補立候補者の氏名、所属施設名、年齢、職種、経歴、業績及び所信を記載する。

3 社員候補選出委員会は、選出を行う14日前までに社員候補立候補者の氏名、所属施設名、年齢、職種、経歴、業績及び所信を記載した社員候補立候補者の選出広報を公表する。

4 社員候補立候補者数が定数を下回った場合は、社員候補立候補者全員を当選とする。

(社員候補選出委員会)

第9条 社員候補選出を実施及び管理するために、社員候補選出委員会（以下、選出委員会という）を置く。

2 選出委員は、代表理事が一般会員の中から任命する。

3 選出委員長は、代表理事が委員の中から任命する。

(選出の公示)

第10条 選出に関する公示は、選出が行われる年度の9月30日までに行わなければならない。

(投票)

第11条 投票は、選出人1名につき5票とする。原則的にインターネット投票法とし、希望者は郵送法による投票とする。

2 郵送法による投票を希望する選出人は、投票期間開始日までに学会事務局に申し出るものとする。

(開票)

第12条 開票は、選出委員会が行う。

(社員候補当選者)

第13条 社員候補選出の当選者は、得票数の多い者から順に決定し、投票法による選出定数に達するまでとする。定数に達する順位の方が複数の時は、選出委員会が抽選によって決定する。

(結果の公示)

第14条 選出管理委員会は、社員候補選出の結果を得票数とともに代表理事に報告しなければならない。代表理事は、選出結果を公示しなければならない。

(理事会選任)

第15条 理事会は、当選者以外に地域と職種を考慮し、本法人の活動に相応しい若干名の一般会員を社員に選任することができる。

(選出についての疑義)

第16条 社員候補選出に関して疑義が生じた時は、選出委員会の審議・決定に従うものとする。

(社員の解任)

第17条 社員は、本学会の会員でなくなったときは、社員の身分を失うものとする。

2 前項の規定は、退会あるいは除名処分の別なく適用されるものとする。

3 本学会の理事会は、社員が以下の各号の何れかに該当するに至ったときは、当該社員の解任について審議し、承認することが出来る。

(1) 2年以上正当な理由なく会費を納入せず、かつ督促にも応じない者

(2) 正当な理由無く社員総会を2回以上欠席した者

(3) 以下の各号のいずれかに該当する者

一 未成年者、成年被後見人、または被保佐人

二 麻薬、覚せい剤等の中毒者

三 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終えてから2年以上経過しない者

四 心身の障害により、一般社団法人 日本緩和医療薬学会の社員業務に耐えないと現理事会が認める者

五 ハラスメント行為があった者

六 COIの取り扱いが不適切であった者

七 その他、違法行為または不正の行為があった者

(細則の変更)

第18条 本細則は、理事会の議を経て変更することができる。